

飯田市 市民税 県民税 特別徴収のしおり

市民税・県民税 特別徴収事務についての連絡先

飯 田 市
総務部税務課市民税係
特 別 徴 収 担 当

〒395-8501
長野県飯田市大久保町 2534 番地
Tel 0265-22-4511(代) (内)5166, 5167

各種異動・変更届出書の提出期限は、異動があった月の翌月 10 日までです。

※特別徴収開始の届出の場合は、開始する月の 10 日です。

【各種様式は飯田市ウェブサイトからダウンロードできます。(https://www.city.iida.lg.jp/)】

飯田市 特別徴収

検索



目次

	(ページ)		(ページ)
□市民税・県民税の特別徴収のあらまし …	1	□取扱い金融機関について …	5～7
1. 市民税・県民税の特別徴収		1. 郵便局指定通知書の記載例と様式	
2. 特別徴収義務者と納税義務者		※前年と手続が変更となります。	
□特別徴収事務の取扱いと流れ …	2～3	□各種届出書の提出方法と記載例 …	9～14
1. 特別徴収税額通知書等の配布		1. 退職・休職等の場合	
2. 税額の徴収と納入		2. 転勤等の場合	
3. 特別徴収税額の変更		3. 特別徴収開始（就職）の場合	
4. 納税義務者（従業員）に異動があった場合		4. 事業所の所在地・名称等の変更の場合	
5. 退職時の市・県民税の残額の取扱い		□各種異動届出書様式	
6. 納入書について			
□退職所得に係る市・県民税の特別徴収 …	4～5		
1. 計算方法			
2. 『特別徴収票』の提出			
3. 納入書および納入申告書の記入例			

市民税・県民税の特別徴収のあらまし

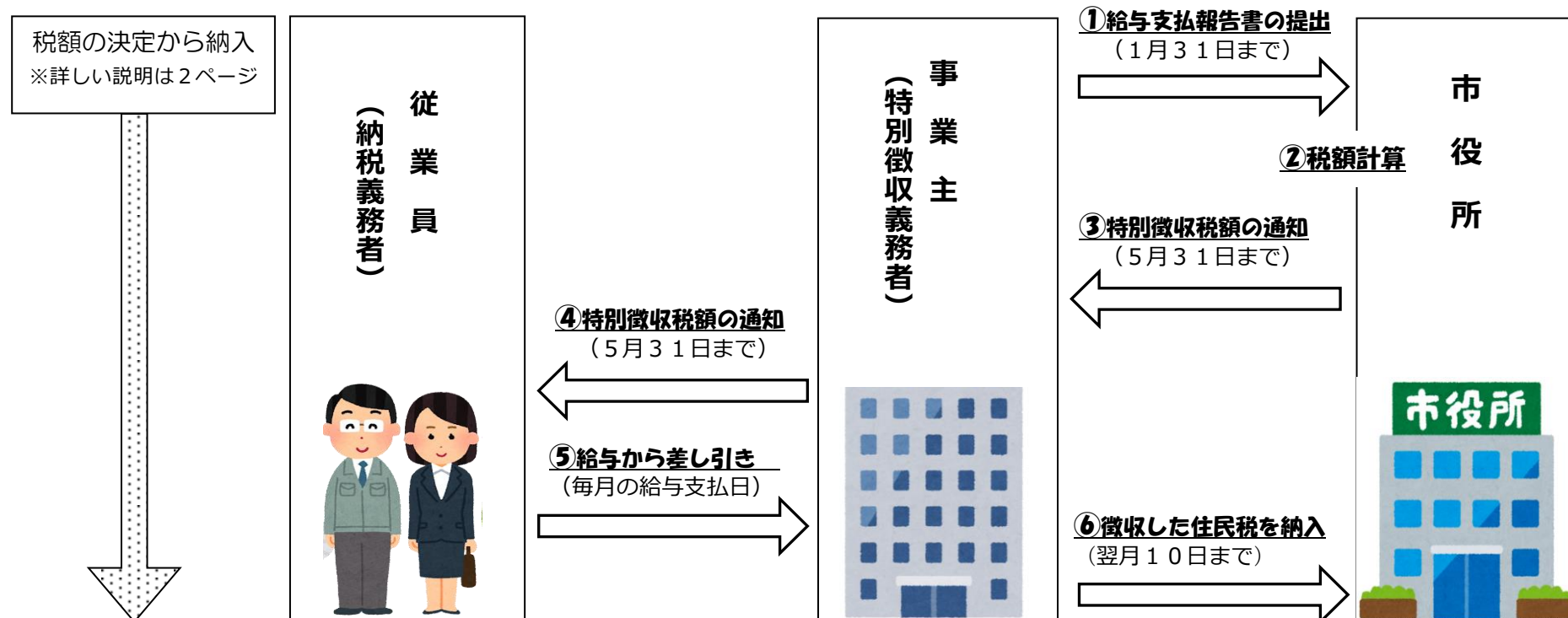
1. 市民税・県民税の特別徴収

市民税・県民税の特別徴収とは、事業主（給与の支払者）が従業員（納税義務者）に毎月支払う給与から市民税・県民税（以下「市・県民税」といいます。）を差し引いていただき、従業員に代わり、まとめて市に納入する制度です。

2. 特別徴収義務者と納税義務者

地方税法及び飯田市税条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務があるすべての事業主（給与の支払者）を、特別徴収義務者（給与の支払いをする際に市・県民税を徴収し、納入する義務のあるもの）として指定します。

特別徴収の対象となる従業員（納税義務者）は、当該年度の1月1日に飯田市に住所を有する人で、前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当該年度の4月1日現在引き続き給与の支払いを受けている人です。



□ 特別徴収事務の取扱いと流れ

1. 特別徴収税額通知書等の配布

毎年1月末に提出される給与支払報告書などの課税資料を基に税額を計算し、毎年5月に『市・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）』と『納入書』をお送りします。『特別徴収税額の通知書（納税義務者用）』は、速やかに各納税義務者（従業員）へお渡しください。

2. 税額の徴収と納入

6月から翌年5月までの期間、毎月の給与支払いの際に、特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）を基にして、納税義務者の月割額を給与から差引いて徴収してください。

各納税義務者から徴収した市・県民税をまとめて、徴収した月（給与支給月）の翌月の10日（10日が土・日・祝日の場合は、その翌日）までに納入してください。異動届出書を提出した際は納入金額の誤りがないよう、ご協力をお願いします。

特別徴収税額が納期限までに納入されない場合は、特別徴収義務者に対し、督促及び滞納処分が行われるほか、延滞金がかかります。

※給与の支払いを受ける方が常時10人未満の事業所に限り、市長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納入を年2回（11月分、5月分）の納期限内で納入することができます（地方税法321条の5の2）。

3. 特別徴収税額の変更

納税義務者から特別徴収していただく税額等は、年の途中で変更になる場合があります。その場合には、『市・県民税特別徴収税額の変更通知書』をお送りしますので、納入書に印字された納入金額を訂正し、変更後の月割額で納入してください。（訂正方法は、3ページ参照）

※金額に変更が生じた場合でも、新たな納入書はお送りしておりません。
当初お送りした納入書をお使いください。

4. 納税義務者（従業員）に異動があった場合

特別徴収を行っている従業員に異動（退職・休職・転勤等）があった場合は、本紙綴じ込みの『特別徴収に係る給与所得者異動届出書』を異動があった翌月10日までにご提出ください。非課税等により給与から差引く額がない方や、既に徴収を終えている方も同様に提出してください。

普通徴収（納税義務者が自身で市・県民税を納入する方法）により納税している従業員が、就職したことなどにより新たに特別徴収を開始する場合は、『特別徴収に係る給与所得者異動届出書（特別徴収開始・就職者用）』を提出してください。

※納入期限の過ぎた普通徴収分の市・県民税については特別徴収への切り替えができません。

【各種異動届 記載例】

- ① 退職・休職等の場合（10,11ページ）
- ② 転勤等の場合（12ページ）
- ③ 特別徴収開始（就職）の場合（13ページ）

5. 退職時の市・県民税の残額の取扱い

① 6月1日から12月31日までの退職の場合

納入方法について以下の2つより選択できます。

(ア) 一括徴収

給与または退職手当等が残税額を超え、かつ退職者から申出があったときは、残税額を給与から一括徴収し、その月の「月割額」と合わせて納入します。※死亡の場合、一括徴収できません。

(イ) 普通徴収への切り替え

残税額を退職者本人が納入します。(市役所からご本人に納付書が送付されます)

② 1月1日から4月30日までの退職の場合

退職者の申出に基づくことなく、一括徴収していただくことが義務付けられています。(ただし、支払われるべき給与あるいは退職手当が残税額に満たない場合は、普通徴収へ切り替えます)

③ 死亡による退職の場合

退職された時期に関係なく、普通徴収へ切り替えます。残税額については、相続人代表者へ市役所から納付書を送付します。

④ 退職後に海外へ転出する事が明らかな場合

退職者本人へ説明の上、一括徴収していただくようお願いします。

(あわせて税務課に納税管理人の申告を行うようご案内ください)

6. 納入書について

納税義務者の退職・転勤・税額変更等により納入金額が変更になった場合には、記載例を参考に納入金額を訂正して納入してください。

<記載例>

定 番 号						納入金額(1)				円		
1	6	5	4	3	2	1	15000				金額を二重線で抹消してください。	
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	訂正後の納入金額を2ヶ所記入してください。	
	退職所得分											
	延滞金											
(2)	合計額						2	0	0	0	0	

※納入書はOCR(光学読取装置)で処理しますので、折り曲げたり汚したりしないでください。

※退職する納税義務者の残税額を「一括徴収」した場合は、一括徴収した金額を給与分を含めて「給与分」及び「合計額」欄を記入してください。

※一括徴収した税額を「退職所得分」に記入しないでください。

☐退職所得に係る市・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等に係る市・県民税の税額は、所得税の退職所得の金額の計算と同様に、支払者が計算してその支払いの際に徴収し、退職者の退職した日の属する年の1月1日現在における住所地の市町村に納入してください。

1. 計算方法

①退職所得控除額の計算

- 勤続年数が 20 年以下の場合
40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは、80 万円）
- 勤続年数が 20 年を超える場合
800 万円+70 万円×（勤続年数－20 年）

※退職手当等の支払いを受ける方が在職中に障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、100万円を加算した金額を控除額とします。

②退職所得の計算

$$(\text{支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

※退職所得の金額に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てます。

※勤続年数が5年以内で退職所得控除額の控除後の残額が300万円を超える部分については、2分の1課税の制度がありません。

③徴収すべき税額の計算

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

(②の計算で得た金額) (市民税 6%・県民税 4%)

※徴収すべき税額（市民税、県民税それぞれ）に百円未満の端数のある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てます。

2. 『特別徴収票』の提出

退職所得に係る市・県民税の計算により、退職所得に係る税額が発生する場合は、所得税の退職所得の源泉徴収票と同一様式の『特別徴収票』を税務課市民税係に提出してください。なお、特別徴収票は税務署にありますので、最寄りの税務署で取得してください。

3. 納入書および納入申告書の記入例

退職所得に係る市・県民税を納入する場合

〈納入書表面〉

「納入金額（１）」欄に印字された金額を二重線で訂正してください。

「退職所得分」欄に算出した“退職所得に係る市民税・県民税”を合算した金額を記入し、
 「合計額」欄には「給与分」と「退職所得分」を合計した金額を記入してください。

※納入済通知書、納入書、領収書もそれぞれ同様に記入してください。

市区町村コード 202053				口座番号 00530-6-960289				加入者名 飯田市			
年 月 日 2020 5 3				指 定 番 号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []				納入金額(1) 15000			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				給与分 (一括徴収分を含む)				億 千 百 十 万 千 百 十 円 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []			
退職所得分				退 職 所 得 分				[] [] [] [] [] [] [] [] [] []			
延滞金				延 滞 金				[] [] [] [] [] [] [] [] [] []			
納期限 △ 年 3 月 10 日				(2) 合計額				[] [] [] [] [] [] [] [] [] []			
取りまとめ所 〒380-8794 ゆふろく銀行長野貯金事務センター				住所又は所在地 飯田市大久保町〇〇〇〇							
氏名又は名称 株式会社 ○ ○											

〈納入書裏面〉

何人分なのか人数を記入してください。		△ 年 2 月 17 日提出		△ 年 2 月分	人員	2 人									
退職手当等支払金額					十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
							1	7	7	5	0	0	0	0	
特別徴収税額	市民税										6	7	5	0	0
	県民税										4	5	0	0	0

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

特別徴収義務者	住所又は所在地	〒395-0053 飯田市大久保町 ○ ○													
	氏名又は名称	株式会社 ○ ○													
	法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	

お手数ですが、上記の内訳について、下記にご記入願います。

1. 退職した日の属する1月1日現在の住所
飯田市 松尾 □ - △

氏 名 市民税 陽子

勤続年数 25 年

支払金額 12,750,000 円

特別徴収税額
 市民税 37,500 円
 県民税 25,000 円

2. 退職した日の属する1月1日現在の住所
飯田市 明地 ○ - □

氏 名 親務 裕子

勤続年数 10 年

支払金額 5,000,000 円

特別徴収税額
 市民税 30,000 円
 県民税 20,000 円

<個人事業主の方へ>

特別徴収義務者が個人事業主の方の場合、納入申告書は個人番号の記載が必要なため、納入書とは別にし、金融機関を経由することなく、市役所に提出してください。

納入書は表面のみ記入し、裏面の納入申告書は記載せず、下欄の<個人事業主用納入申告書>を使用してください。

納入申告書の個人番号欄には個人事業主の方ご自身の個人番号を記入の上、飯田市役所税務課までご提出ください。

また提出の際には、個人番号の確認の為、以下の番号確認と身元確認の書類が必要になります。郵送の場合は確認書類の写しを添付してください。

番号確認…個人番号カード、通知カード等

身元確認…個人番号カード、運転免許証、パスポート等

<個人事業主用>

(キリトリ)

退職所得に係る

市民税
県民税

納入申告書

飯田市長様										(受付印)		
年 月 日提出												
年 月 分										人 員		
退 職 所 得 等 支 払 金 額										十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
特 別 徴 収										市 民 税		
税 額										県 民 税		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 地 所 在 地										〒	
	氏 名 又 は 名 称											
	個 人 番 号											

お手数ですが、上記の内訳について、下記にご記入願います。

1. 退職した日の 属する1月1 日現在の住所	飯田市	2. 退職した日の 属する1月1 日現在の住所	飯田市
氏 名		氏 名	
勤続年数	年	勤続年数	年
支払金額	円	支払金額	円
特 別 徴 収 税 額	市民税 円 県民税 円	特 別 徴 収 税 額	市民税 円 県民税 円

(キリトリ)

□取扱い金融機関について

特別徴収税額の納入は、下記の金融機関等をご利用ください。

なお、長野県および新潟県以外の郵便局・ゆうちょ銀行をご利用の場合は、新たに当市の金融機関として指定しなければなりません。7ページにある様式「指定通知書」に必要な事項を記入し、**納入を希望する郵便局・ゆうちょ銀行**へ提出してください。

また、指定通知書を使用した場合は「郵便局・ゆうちょ銀行指定通知書提出について」を**税務課市民税係**までご提出ください。記載例は6ページにあります。

※既にご利用の指定郵便局は、再提出せずに引き続き利用できます。

【市】 飯田市役所会計窓口 **A 12**・自治振興センター

(橋北、橋南、羽場、丸山及び東野の各センターを除く。)

【金融機関】

八十二長野銀行、飯田信用金庫、長野県信用組合

長野県労働金庫、みなみ信州農業協同組合

ゆうちょ銀行・郵便局(長野県・新潟県に限る。)

○上記以外の地方銀行、都市銀行でも納入することは出来ますが、手数料がかかる場合があります。

1. 郵便局指定通知書の記載例と様式

〇〇年 〇月 〇日	
郵便局・ゆうちょ銀行指定通知書提出について	
飯田市 宛	
1. 事業所指定番号	7 6 5 4 3 2 1
2. 特別徴収義務者	株式会社 〇〇
3. 事業所所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
下記のゆうちょ銀行・郵便局を貴市の個人市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので通知します。	
記	
名称	△△△△△ ゆうちょ銀行/郵便局
所在地	△△県△△市△△町△-△
以上	

〇〇年 〇月 〇日	
△△△△△	ゆうちょ銀行(支)店長 殿 郵便局長 殿
長野県飯田市長 佐藤 健 (公印省略)	
指定通知書	
貴局を、地方税法第321条の5第4項の規定により、 当市の市民税・県民税特別徴収納入金の取扱い金融機関に指定します。	
1 許可番号	貯業第1303号
2 口座番号	00530 - 6 - 960289
3 加入者名	飯田市
4 取りまとめ店	〒380-8794 ゆうちょ銀行長野貯金事務センター

年 月 日

郵便局・ゆうちょ銀行指定通知書提出について

飯田市 宛

1. 事業所指定番号

2. 特別徴収義務者

3. 事業所所在地

下記のゆうちょ銀行・郵便局を貴市の個人市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので通知します。

記

名称 ゆうちょ銀行/郵便局

所在地

以上

年 月 日

ゆうちょ銀行(支)店長 殿
郵便局長 殿

長野県飯田市長 佐藤 健
(公印省略)

指定通知書

貴局を、地方税法第321条の5第4項の規定により、
当市の市民税・県民税特別徴収納入金の取扱い金融機
関に指定します。

1 許 可 番 号 貯業第1303号

2 口 座 番 号 00530 - 6 - 960289

3 加 入 者 名 飯田市

4 取りまとめ店 〒380-8794

ゆうちょ銀行長野貯金事務センター

(キリトリ)

(キリトリ)

□各種届出書の提出方法と記載例

異動のあった場合は、非課税の方も含め、異動があった月の翌月 10 日までに異動届出書をご提出ください。

届出が遅れますと事業所へ督促状が送付されるほか、納税者にも一度に多額の負担がかかるなどのご迷惑がかかります。

異動届出書が不足する場合はコピーまたはダウンロードしてお使いください。

※給与所得者異動届等の各種用紙は飯田市公式ウェブサイト (<https://www.city.iida.lg.jp/>) からダウンロードできます。

届出書の提出手順

1. 退職・休職等の場合（10,11 ページ参照）

事業所

- ・ 1 月 1 日～ 4 月 30 日までの退職者に未徴収の市・県民税がある場合で、退職した月の給与および退職手当等がその額を上回る場合は、一括徴収が義務付けられています。

2. 転勤等の場合（12 ページ参照）

現事業所

新事業所を経由

- ・ 現在の事業所で上段枠内を記入し、新事業所へ送付し下段枠内を記入し、飯田市役所へ提出してください。（送付に期間を要するため、早めに送付してください）

3. 特別徴収開始（就職）の場合（13 ページ参照）

事業所

- ・ 給与経理上特別徴収できる月の 10 日までに到着するようご提出ください。

4. 事業所の所在地・名称等の変更の場合（14 ページ参照）

事業所

- ・ 所在地、送付先、名称には誤読を避けるため必ずフリガナをふってください。

飯田
市役所へ
提出

1. 退職・休職等の場合(退職者個人で納めてもらう場合)

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

〇〇年 9月 10日提出 (あて先) 飯 田 市 長		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒395-8501 飯田市 大久保町〇〇〇〇〇										特別徴収義務者指定番号	7654321				
			フリガナ	〇 〇										係	経理係				
			氏名又は名称	株式会社 〇 〇										連絡先の係、氏名 及び電話番号	氏名	税務 喜代子			
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	9	8	7	電話	(0265) 〇〇 - 1129	
フリガナ		給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由 (下記から選択して○ で囲む)		異動後の未徴収 税額の徴収						
氏 名		飯 田 太 郎		旧姓()		6 月から		8 月まで		9 月分以降		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 ※「9. その他」を選択された場合、次の理由の中からいずれかの理由を必ず選択してください。		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※残額を退職者から全額徴収し、事業所が納入する 3. 普通徴収 ※残額を退職者本人が納入する					
生年月日		大正 昭和 平成 45 年 2 月 6 日																	
個人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4		140,000		35,600		104,400		× × ・ 8 ・ 31									
1月1日現在の住所		飯田市山本△△△△																	
現住所		松本市浅間温泉×丁目×番地																	
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(ウ)未徴収税額を徴収する場合は、下記の欄にも記入してください。																			
一括徴収した税額は__月分(__ 月 __ 日)				8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。															
徴収(予定)額(ウ) _____ 円				(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)															
				(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)															
				(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)															
◎転勤等による特別徴収届出書(新勤務)																			
新しい勤務先では		新しい勤務先(※)		受給者番号															
月割額 _____ 円を		新しい勤務先(居所)又は所在地		者番号とは、給与事務にあたり事業者が独自に付す番号のことで															
月分から徴収し、納入する。		フリガナ		係															
給与支払期日		氏名又は名称		連絡先の係、氏名及び電話番号															
				氏名															
				電話 () -															

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトをダウンロードしてお使いください。

に係る給与所得者異動届出書

2. 転勤等の場合(他の事業所で特別徴収を継続する場合) 転勤先事業所を経由して提出してください。

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

〇〇年 9月 10日提出 (あて先) 飯 田 市 長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地 〒395-8501 飯田市 大久保町〇〇〇〇〇	特別徴収義務者指定番号 7654321					
		フリガナ 氏名又は名称 個人番号又は法人番号	株 式 有 限 公 司		連絡先の係、氏名及び電話番号 係 経理係 氏名 税務 ヒデコ 電話 (0265) 〇〇 - 1129				
給与所得者 フリガナ 氏 名 生 年 月 日 個 人 番 号 1月1日現在の住所 現 住 所		市民税 花子 旧姓() 大正 昭和・平成 60 年 12 月 21 日 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 飯田市 〇〇〇〇		(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 8 月まで 35,600 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 9 月分以降 104,400 円	異動年月日 × × ・ 8 ・ 31	異 動 の 事 由 (下記から選択して○で囲む) 1. 退職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 ※「9. その他」を選択された場合、次の理由の中からいずれかの理由を必ず選択してください。	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※残額を退職者から全額徴収し、事業所が納入する 3. 普通徴収 ※残額を退職者本人が納入する
一括徴収した税額は 月分(月 日納期限分)に納入します。		徴収(予定)額(ウ) 円		※地方税法により、1月1日から4月30日までの退職者については、一括徴収が義務づけられています。この期間中は異動者印不要です。※死亡による退職の場合は時期に関わらず一括徴収はできません(普通徴収へ切り替えます)。		1(普B) 他事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2(普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下) 3(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない) 4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)			
◎転勤等による特別徴収届出書(前勤務先にて記入し、飯田市に提出してください)		新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 9 月分から徴収し、納入する。 給与支払期日		新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。) 9 8 7 6 5 4 3 新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒395-8501 飯田市 座光寺 〇〇〇 フリガナ 氏 名 又 は 名 称 有 限 公 司		受給者番号 (受給者番号とは、給与事務にあたり各事業者が独自に付す番号のことで) 1234 連絡先の係、氏名及び電話番号 係 経理係 氏名 特徴 明子 電話 (0265) 22 - 2222			

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。

3. 特別徴収開始(就職)の場合

特別徴収に係る給与所得者異動届出書(特別徴収開始・就職者用)

◎特別徴収の開始を希望する月の10日までに到着するように提出してください。

〇〇年 8 月 1 日 提出 (あて先) 飯 田 市 長		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住 所)	〒395 - 8501 飯田市 大久保町 ×××										特別徴収義務者 指 定 番 号	1. 現年度		2. 新年度			
			フリガナ	〇 〇 〇											新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)					
			名 称 (氏 名)	株式会社 〇 〇 〇										担当者 連絡先	係	経理係				
			氏名	税務 靖子																
			電話	(0265) 〇〇 - 1129																
			法人番号 ※1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	9	8	7				
給与 所得者	フリガナ	シミンゼイ ケンジ										受給者番号※2	8 月分 (9 月 10 日納期分) から 特別徴収を開始します。							
	氏 名	市民税 賢治 旧姓()										特別徴収 開始予定月								
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 51 年 3 月 29 日										普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。4期より後に納期限が到来する市・県民税を特別徴収に切り替える場合は、下線部に普通徴収税額通知に記載された納期を記入してください。 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ _____] 期 以降を切替希望							
	1月1日現在の住所	飯田市 扇町 〇〇番地										月 割 額 の 連 絡	※3 普通徴収の納期限を過ぎたものは、未納の場合でも特別徴収への切替ができません。 ※ 必要な場合のみ記入してください。 8 月 15 日 までに税額の連絡が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。							
	現在の住所	※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 高森町 市田 △△△△																		

【 注意事項 】

- ※1. 法人番号の記載をお願いします。個人事業主の個人番号、従業員の方の個人番号は記載不要です。
- ※2. 受給者番号とは、給与事務にあたり各事業者が独自に付す番号のことです。
- ※3. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
また、特別徴収切替後に納期限の到来する普通徴収税額は、納付しないよう本人にご連絡ください。

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。

4. 事業所の所在地・名称等の変更の場合

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

		※(記入不要) 処理事項		固定	償却	法人	特徴
××年 12月 21日 提出 (あて先) 飯田市長		所在地(住所) 〒395-8501 飯田市 大久保町 △△△	※届出時点での所在地・名称を記入してください。 特別徴収義務者 指 定 番 号 9876543				
		フリガナ ○○○	係	経理係			
		氏名又は名称 株式会社 ○○○	担当者 連絡先	氏名	税務 ユキコ		
		法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0	電話	(0265) ○○ - 1129			

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

		変更年月日	××年 12月 25日
事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	
フリガナ	イイダシオオクボチョウ	イイダシザコウジ	
所 在 地	〒395-8501 飯田市 大久保町 △△△	〒395-0001 飯田市 座光寺 ○○○	
フリガナ			
送付先			
フリガナ	○○○	△ △ △	
名 称	株式会社 ○○○	株式会社 △ △ △	
法人番号 (13ケタ)			
電 話 番 号	() -	() -	
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 所在地変更 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人化(法人成り) 5. 個人事業化(個人成り) 6. 給与事務の統合 7. 合併による変更 8. 分割による変更 9. その他() ※登記変更(済)未済		

※統合、合併、分割等により特別徴収義務者が変更になる場合、特別徴収義務者指定番号が変更になる場合があります。

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

年 月 日提出 (あて先) 飯 田 市 長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	〒										特別徴収義務者指定番号		連絡先の係、氏名 及び電話番号			係 氏名 電話 () —	
			フリガナ																	
			氏名又は名称																	
			個人番号 又は法人番号																	
給 与 所 得 者												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 事 由 (下記から選択して○ で囲む)	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収			
フリガナ											円	円	円	異動年月日	1. 退 職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 ※「9. その他」を選択された場合、次の理由の中からいずれかの理由を必ず選択してください。	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※残額を退職者から全額徴収し、事業所が納入する 3. 普通徴収 ※残額を退職者本人が納入する				
氏 名	旧姓()																			
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日																			
個 人 番 号																				
1月1日現在の住所																				
現住所																				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(ウ)未徴収税額について一括徴収する場合は、下記の欄にも記入してください。

一括徴収した税額は__月分(__月 日納期限分)に納入します。		※地方税法により、1月1日から4月30日までの退職者については、一括徴収が義務づけられています。この期間中は異動者印不要です。 ※死亡による退職の場合は時期に関わらず一括徴収はできません(普通徴収へ切り替えます)。
徴収(予定)額(ウ) 円	異動者印 印	
1(普B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)		
2(普C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が93万円以下)		
3(普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)		
4(普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

◎転勤等による特別徴収届出書(新勤務先にて記入し、飯田市に提出してください)

新しい勤務先では	新 しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)					受給者番号 (受給者番号とは、給与事務にあたり 各事業者が独自に付す番号のことです。)			
月割額 円を	新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒				連絡先の係、氏名 及び電話番号	係		
月分から徴収し、納入する。	フ リ ガ ナ						氏名		
給与支払期日	氏 名 又 は 名 称						電話	() —	

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

年 月 日提出 (あて先) 飯 田 市 長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	〒										特別徴収義務者指定番号		連絡先の係、氏名 及び電話番号			
			フリガナ																
			氏名又は名称											係					
			個人番号 又は法人番号												氏名				
														電話	()	—			
給与所得者													(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 (下記から選択して○ で囲む)	異動後の未徴収 税額の徴収	
フリガナ													円	円	円	異動年月日	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 ※「9. その他」を選択された場合、次の理由の中からいずれかの理由を必ず選択してください。	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※残額を退職者から全額徴収し、事業所が納入する 3. 普通徴収 ※残額を退職者本人が納入する	
氏名	旧姓()																		
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日																		
個人番号																			
1月1日現在の住所																			
現住所																			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(ウ)未徴収税額について一括徴収する場合は、下記の欄にも記入してください。

一括徴収した税額は__月分(__月__日納期限分)に納入します。		※地方税法により、1月1日から4月30日までの退職者については、一括徴収が義務づけられています。この期間中は異動者印不要です。 ※死亡による退職の場合は時期に関わらず一括徴収はできません(普通徴収へ切り替えます)。
徴収(予定)額(ウ) _____円	異動者印 ㊞	

1(普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2(普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が93万円以下)
3(普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
4(普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤等による特別徴収届出書(新勤務先にて記入し、飯田市に提出してください)

新しい勤務先では	新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)					受給者番号 (受給者番号とは、給与事務にあたり各事業者が独自に付す番号のことです。)		
月割額 _____円を	新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒				連絡先の係、氏名 及び電話番号	係	
_____月分から徴収し、納入する。	フリガナ						氏名	
給与支払期日	氏名又は名称						電話	() —

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

年 月 日提出 (あて先) 飯 田 市 長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	〒										特別徴収義務者指定番号		連絡先の係、氏名 及び電話番号			係 氏名 電話 () —	
			フリガナ																	
			氏名又は名称																	
			個人番号 又は法人番号																	
給 与 所 得 者												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異 動 の 事 由 (下記から選択して○ で囲む)	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収			
フリガナ												月から 月まで 月分以降								
氏 名	旧姓()																			
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日																			
個 人 番 号																				
1月1日現在 の住所																				
現住所											円	円	円							

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(ウ)未徴収税額について一括徴収する場合は、下記の欄にも記入してください。

一括徴収した税額は__月分(__月 日納期限分)に納入します。		※地方税法により、1月1日から4月30日までの退職者については、一括徴収が義務づけられています。この期間中は異動者印不要です。 ※死亡による退職の場合は時期に関わらず一括徴収はできません(普通徴収へ切り替えます)。
徴収(予定)額(ウ) 円	異動者印 印	
1(普B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)		
2(普C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が93万円以下)		
3(普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)		4(普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤等による特別徴収届出書(新勤務先にて記入し、飯田市に提出してください)

新しい勤務先では	新 しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)					受給者番号 (受給者番号とは、給与事務にあたり 各事業者が独自に付す番号のことです。)		
月割額 円を	新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒				連絡先の係、氏名 及び電話番号	係	
月分から徴収し、納入する。	フ リ ガ ナ						氏名	
給与支払期日	氏 名 又 は 名 称						電話	() —

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書(特別徴収開始・就職者用)

◎特別徴収の開始を希望する月の10日までに到着するよう提出してください。

____年____月____日 提出 (あて先) 飯 田 市 長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	〒 _____				特別徴収義務者 指 定 番 号		1. 現年度		2. 新年度	
			フリガナ							新規の場合、納入書 (要 ・ 不要)			
			名 称 (氏 名)					担当者 連絡先	係				
			法人番号 ※1						氏名				
								電話 (_____)	_____				
給与 所得者	フリガナ				受給者番号※2	特 別 徴 収 開始予定月	月 分 (_____ 月 _____ 日納期分) から 特別徴収を開始します。						
	氏 名												
	生 年 月 日	大正 ・ 昭 和 ・ 平 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			旧姓 (_____)								
	1月1日現在の住所	〒 _____			普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。4期より後に納期限が到来する市・県民税を特別徴収に切り替える場合は、下線部に普通徴収税額通知に記載された納期を記入してください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ _____ 〕 期 以降を切替希望 ※3 普通徴収の納期限を過ぎたものは、未納の場合でも特別徴収への切替ができません。							
現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。			月 割 額 の 連 絡	※ 必要な場合のみ記入してください。 _____ 月 _____ 日 までに税額の連絡が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。								

【 注 意 事 項 】

- ※1. 法人番号の記載をお願いします。個人事業主の個人番号、従業員の方の個人番号は記載不要です。
- ※2. 受給者番号とは、給与事務にあたり各事業者が独自に付す番号のことです。
- ※3. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
また、特別徴収切替後に納期限の到来する普通徴収税額は、納付しないよう本人にご連絡ください。

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書(特別徴収開始・就職者用)

◎特別徴収の開始を希望する月の10日までに到着するよう提出してください。

____年____月____日 提出 (あて先) 飯 田 市 長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住 所)	〒 _____				特別徴収義務者 指 定 番 号		1. 現年度		2. 新年度	
			フリガナ										
			名 称 (氏 名)					担当者 連絡先	係				
			法人番号 ※1						氏名				
								電話 (_____)	_____				
給与 所得者	フリガナ					受給者番号※2	特 別 徴 収 開始予定月	月 分 (_____ 月 _____ 日納期分) から					
	氏 名	旧姓(_____)						特別徴収を開始します。					
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日				普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んでください。4期より後に納期限が到来する市・県民税を特別徴収に切り替える場合は、下線部に普通徴収税額通知に記載された納期を記入してください。						
	1月1日現在の住所	〒 _____					〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ _____ 〕 期 以降を切替希望 ※3 普通徴収の納期限を過ぎたものは、未納の場合でも特別徴収への切替ができません。						
現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。				月 割 額 の 連 絡	※ 必要な場合のみ記入してください。							
				月 _____ 日 までに税額の連絡が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。									

【 注 意 事 項 】

- ※1. 法人番号の記載をお願いします。個人事業主の個人番号、従業員の方の個人番号は記載不要です。
- ※2. 受給者番号とは、給与事務にあたり各事業者が独自に付す番号のことです。
- ※3. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
また、特別徴収切替後に納期限の到来する普通徴収税額は、納付しないよう本人にご連絡ください。

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書													※ 処理 事項 (記入不要)	固定	償却	法人	特徴	
年 月 日 提出 (あて先) 飯 田 市 長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住 所)	〒 ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号					
		フリガナ											担当者 連絡先	係				
		氏名又は 名称												氏名				
		法人番号													電話 ()	-		

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

※統合、合併、分割等により特別徴収義務者が変更になる場合、特別徴収義務者指定番号が変更になる場合があります。

市民税・県民税の特別徴収にご協力いただきありがとうございます。

各特別徴収納期限は、**毎月 10 日**です

※ただし、10 日が土曜・日曜・祝日の場合は納期限が翌日となります